

\* 下記工事について適正に監理を行い法に適合していることを確認しましたので関係資料を添付し報告いたします。

木造（枠組壁工法）3階建て中間検査チェックシート

建築敷地の所在地	
確認年月日・番号	
建築主住所氏名	TEL
工事監理者住所氏名	TEL
工事施工者住所氏名	TEL

項目	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果	検査機関用①		
						検査方法②	結果	
						A: 目視検査 B: 計測検査 C: 監理者報告	良否	備考
①敷地の形状、高さ、衛生及び安全	a) 敷地の高さ形状寸法道路との接続状況 b) 擁壁の設置状況 c) 建築物の配置					A ・ C		
②全体共通事項	構造部材及び使用材料の規格、形状、寸法の確認					A ・ B ・ C		
③基礎・地盤	a) 地耐力の確認					C		
	b) 種類（布、べた、くい他）形状、寸法の確認					A ・ B ・ C		
	c) 材料、配筋状況などの確認					C		
	d) 地盤の不同沈下等（基礎に有害なひび割れがないことの確認）					A ・ C		
	e) 床下換気孔（又はこれに代わるもの）の確認					A ・ C		
	f) 布基礎の位置、大きさ					A ・ C		
	g) 鉄筋コンクリート造か否か					C		
	h) 布基礎の天端の高さ					A ・ B ・ C		
	i) フーチングの大きさ					C		
	j) アンカーボルトの径、長さ					C		
	k) アンカーボルトの間隔、配置の確認					A ・ C		
④土台	a) 土台寸法型式（204、206、208、404、406、408）					A ・ B ・ C		
	b) 防腐措置 GL+1m以内（床根太、床材は除く）					A ・ C		
	c) 防腐処理がなされているか（防腐処理済材）ただし寸法型式404、406、408は防腐剤塗布可					A ・ C		
	d) 土台と布基礎との間の防水紙					A ・ C		
	e) 土台とアンカーボルトとの締めつけの確認					A ・ C		

⑤床	a) 床根太 寸法型式 (206、208、 210、212)					A ・ C		
	b) 端根太と床根太、側 根太とのくぎ打ち					A ・ C		
	c) 床根太と土台、頭つ なぎとのくぎ打ち					A ・ C		
	d) 端根太又は側根太と 土台又は頭つなぎとの くぎ打ち					A ・ C		
	e) 床の枠組と床材との くぎ打ち					A ・ C		
	f) 床根太支点間距離 8m以下					A ・ C		
	g) 床根太の間隔					A ・ C		
	h) ころび止めの間隔、 くぎ打ち					A ・ C		
	i) 開口部の補強方法					A ・ C		
	j) 耐力壁等の直下に耐 力壁を設けない場合の 補強方法					A ・ C		
	k) 床材の厚さ、配置の 確認					A ・ B ・ C		
	⑥耐力壁	a) たて枠、上枠、下枠 寸法型式 (204,206,208,404,406 408)					A ・ B ・ C	
b) 3階建ての3階部分 の構造方法						A ・ C		
c) たて枠と上枠、下枠 とのくぎ打ち						A ・ C		
d) 下枠と床枠組とのく ぎ打ち						A ・ C		
e) 上枠と頭つなぎとの くぎ打ち						A ・ C		
f) たて枠とたて枠、ま ぐさ受けとのくぎ打ち						A ・ C		
g) 下枠、たて枠、上枠 と筋かいとのくぎ打ち						A ・ C		
h) ・壁の枠組と構造用 合板、パーティクルボー ド、ハードボード、硬質 木片セメント板、ラスシ ートとのくぎ打ち ○壁の枠組とせっこう ボード、バルブセメン ト板とのくぎ打ち ○壁の枠組とシージン グボードとのくぎ打 ち ○壁の枠組とフレキシ ブ板、石綿パーライト 板、石綿けい酸カルシ ウム板、炭酸マグネシ ウム板とのくぎ打ち ○壁の枠組と製材との くぎ打ち						A ・ C		
i) 壁材の厚さ						A ・ B ・ C		
j) 筋かいには欠込みを してはならない						A ・ C		
k) 隅角部、交さ部のた て枠						A ・ C		
l) 金物が正しく使用さ れているか						A ・ C		

	m) 両面開口を設ける場合の交さ部分の補強方法					A ・ C		
	n) 開口部の補強方法					A ・ C		
	o) たて枠の間隔の確認					A ・ C		
⑦ 小屋組	a) たるき、天井根太寸法型式 (204,206,208,210,212)					A・B・C		
	b) たるきと天井根太とのくぎ打ち					A ・ C		
	c) たるきとむなぎとのくぎ打ち					A ・ C		
	d) たるき、天井根太、トラスと頭つなぎとのくぎ打ち					A ・ C		
	e) たるき、トラスと構造用合板、パーティクルボードとのくぎ打ち					A ・ C		
	f) たるきの間隔					A ・ C		
	g) たるきつなぎの配置					A ・ C		
	h) 振れ止めの配置					A ・ C		
	i) 金物が正しく使用されているか					A ・ C		
	j) 開口部の補強方法					A ・ C		
	k) 屋根下地の厚さ、配置の確認					A ・ C		
⑧ 不具合の処置及び照合結果の考察								

⑨ 1 検査機関とは、建築主事又は指定確認検査機関を言う。

⑨ 2 検査方法

(A: 工事現場で目視により検査する B: 工事現場で検査機器等を用いて計測検査する  
C: 工事監理報告等の確認による)